

令和6年度第29回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時 及び場所		令和7年2月7日（金）13:30～15:25 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン
出席委員		世界陸上財団 事務次長（委員長） 遠松 秀将 弁護士 原澤 敦美 公認会計士 黒石 匡昭 世界陸上財団 企画部長 白石 正樹 世界陸上財団 財務部長 前山 琢也 世界陸上財団 業務開発部長 小林あかね (敬称略・6名)
審査案件	案件 1	東京2025世界陸上競技選手権大会における国立競技場内ラウンジ 飲食提供等業務委託
	契約方法	希望制指名競争入札
	概要	○ 大会の基本方針に基づき、大会期間中、国立競技場2階に設置される ラウンジにおいて、大会に参加するVVIP及びVIP（※）に対 して飲食サービスを提供する業務等を委託 （※）VVIP：WA幹部、WA及び世界陸上財団のゲスト等 VIP：各国陸上連盟会長、代表団幹部、WAのゲスト等 ○ 主な業務内容は以下のとおり
		運営計画の作成
飲食の提供		国立競技場内ラウンジに必要なスタッフを配置し、V VIP及びVIPに対してbuffetスタイル での飲食サービスを提供（想定総食数：約18,000食）
	会場運営業務	ラウンジ内の清掃、レイアウト設計、運営の準備 及び撤去
		○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年11月28日まで

審査案件	案件 2	東京2025世界陸上競技選手権大会コマーシャルディスプレイに係る計画・運營業務委託	
	契約方法	希望制指名競争入札	
	概要	○ 大会期間中、スポンサー等のステークホルダーが、展示・デモンストレーション・サンプリングなどを集中的に行うエリアである「コマーシャルディスプレイ」を計画し、実施運営する業務を委託	
		○ 主な委託内容は以下のとおり	
		実施体制の構築、出展者との調整	・ 実施体制の構築及び運営マニュアルの作成 ・ 各ブースの出展内容調整、出展者向け説明会の実施
		制作物及び備品の手配に係る業務	・ エリア内看板等のサイネージの制作 ・ 運営に必要な備品の手配、出展者向けレートカードの構築
		搬入搬出・設営撤去業務、当日の運營業務	・ コマーシャルディスプレイの搬入搬出及び設営撤去の調整 ・ 運営本部を設置し、出展者への対応を実施
		○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年12月19日まで	
	案件 3	・ 東京2025世界陸上サプライヤー（新聞）スポンサーシップ契約 ・ 東京2025世界陸上競技選手権大会における新聞広告に係る業務委託（V I Kに係る供給契約）	
	契約方法	一般競争入札	
	概要	○ 協賛基準額は3,000万円とし、「新聞広告スペースの提供」を内容とする現物協賛（VIK）とする。	
		○ 入札にあたっては、参加事業者が「現物協賛の基準」を満たす新聞広告の効果指標を提示し、最も高い指標を示した事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定	
		○ 入札時に優先交渉者が提示した現物出資（VIK）の供給内容に基づき、協賛基準額を契約額とする「新聞広告に係る業務委託契約（VIKに係る供給契約）」を締結する。	
		区分	契約案件
		協賛	スポンサーシップ契約
		供給	新聞広告に係る業務委託
	○ 契約期間		概要
	スポンサーシップ契約		【カテゴリー】新聞
	新聞広告に係る業務委託		新聞広告の掲出（協賛入札時の提示内容）
	○ 契約締結日から2025年12月21日まで		
	新聞広告に係る業務委託		○ 契約締結日から2025年10月31日まで

審査案件	案件 4	東京2025世界陸上競技選手権大会における FF&E の運営及び 大会関連施設の会場設営業務委託	
	契約方法	希望制指名競争入札	
	概要	○ 世界陸上大会におけるFF&E（家具、什器・備品）及び会場設営の 「実施計画」を策定するとともに、FF&Eの運営及び 会場設営を行い、 各会場を大会関連施設として使用できる状態に設営する。	
		○ 主な業務内容は以下のとおり	
		実施計画の策定	FF&Eの運営及び会場設営に関する実施計画を策定
		FF&Eの運営	各会場へのFF&Eの調達、搬入・設営、保守管理、 撤去・搬出
		会場設営	大会関連施設における仮設テント・仮設トイレの 設営、仮設電源の整備など
		○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年12月26日まで	
	案件 5	東京2025世界陸上競技選手権大会における競歩競技運営業務委託	
	契約方法	一般競争入札（総合評価方式）	
	概要	○世界陸上大会における競歩競技の運営に必要な以下の業務を委託	
		統括管理業務	大会の競歩運営を全体的に管理するとともに、 業務の円滑な実施に必要な進行管理表等を作成
		設営関連業務	競歩運営に必要な鉄柵、備品、給水所、仮設トイレ等の設営・撤去
		競技運営業務	ディレクターを配置し、競歩運営を進捗管理するとともに、 競技運営マニュアルを作成
		交通規制広報業務	交通規制内容を記載したチラシや看板を制作し、 周辺住民に周知
		物流・輸送業務	競歩運営に必要な車両・ドライバーの手配・管理
		○ 入札価格に加えて、本業務の履行能力等を総合的に判断して落札者を 決定するため、契約方法は総合評価方式の一般競争入札を採用	
		○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年10月31日まで	

審査案件	案件 6	東京2025世界陸上競技選手権大会における国立競技場外構部ステージ等整備業務				
	契約方法	プロポーザル方式契約				
	概要	○ 大会が観客や選手にとって記憶に残るものとなるよう、メダリストを祝福する表彰式や東京の魅力発信等の実施場所として国立競技場の外構部にステージ等を整備（設計・施工一括方式）する。 ○ 主な業務内容は以下のとおり <table><tr><td>実施設計</td><td>ステージのデザインを検討するとともに、要求水準書の各要件を満たした設計図書を作成</td></tr><tr><td>工事施工</td><td>ステージ設置工事、カメラプラットフォーム設置工事、電気設備工事など</td></tr></table> ○ 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年12月26日まで		実施設計	ステージのデザインを検討するとともに、要求水準書の各要件を満たした設計図書を作成	工事施工
実施設計	ステージのデザインを検討するとともに、要求水準書の各要件を満たした設計図書を作成					
工事施工	ステージ設置工事、カメラプラットフォーム設置工事、電気設備工事など					
審査結果	➤ 案件 1 ～ 4 について、契約手続前（仕様の内容、予定価格、契約方法等）の審査を実施し、了承された。 ➤ 案件 5 ～ 6 ついて、契約締結前（入札経過、契約候補者、契約金額等）の審査を実施し、了承された。					
委員の 主な意見 (要旨)	(案件 1 について) ○黒石委員 ラウンジで提供するbuffetスタイルの飲食は、全部この契約で内容を決めているのか。 ⇒ 所管部 仕様書では、想定提供食数とメニュー構成のみを示し、具体的なメニュー内容については、契約締結後に、過去大会におけるメニュー内容等を参考としながら、受託者と協議の上、決定することとしている。 ○黒石委員 料理は、素材や内容によってコストが大きく変わるものなので、契約方法は総合評価方式やプロポーザル方式の方が向いていると思ったのだが、どうか。 ⇒ 所管部 ご指摘のとおり、総合評価方式で決めて行く方法もあるが、今回は、入札参加要件を国際大会等におけるVIP向けの飲食提供業務の経験を有する事業者に限定することで、一定の履行能力を担保している。また、仕様書において本業務での飲食提供の対象者を具体的に明記するとともに、下見積事業者には、ヒアリングを通じて、大会に参加するVIPに相応しいメニューについて認識いただき、それを前提に見積額を算出してもらっていることを確認している。 このため、今回は原則の契約方法である希望制指名競争入札を採用した。					

(案件2について)

○黒石委員

下見積を徴取した6社のうち、1社のみが他社と比べて過大な積算をしているが、その理由を説明してほしい。

また、予定価格の積算としては、この1社を除く5社の平均額で算出している。これら5社の実績に問題がないという認識でよいのか。

⇒ 所管部

下見積額が過大となった1社については、本業務に従事するスタッフの人件費単価が著しく高額になっているほか、他社と比べて配置人数も過大に見積もられていることを確認している。このため、予定価格の積算から除外した。

他の5社については、東京2020大会やラグビーワールドカップ2019関連イベント等の受託実績を有しているので、履行能力に問題はないと考えている。

⇒ 事務局

補足すると、当財団の予定価格の積算は、予算の範囲内で、妥当性が確認できた各社の下見積金額の平均値を取る方法が基本だが、今回のように特定事業者の下見積額が他社と比べて著しく過大な金額になっていて、その妥当性が確認できない場合には、異常値として除外することとしている。

○黒石委員

委託業務の中に、自治体への屋外広告物に係る申請書類の作成支援が含まれているが、これは現行の規制の例外申請となるのか。それとも現行の規制の中で単に申請手続をすれば承認されるという性質のものなのか。

⇒ 所管部

屋外広告物に関する対応では、コマーシャルディスプレイに加えて、路上競技のコースに設置する看板等についても申請が必要となる。

国立競技場は、風致地区にあたるため、申請は現行規制の例外申請となる。具体的な手続としては、まず新宿区及び渋谷区に申請し、その後、東京都の審議会での審議を経て、申請に対する承認をいただくこととなる。既に新宿区及び渋谷区とは協議を進めており、申請を適切に行えば、承認されるものと考えている。

○原澤委員

下見積を提出した5社（過度な金額を算出した1社を除く）を比較すると、合計金額の差はさほど大きくないものの、内訳となる各項目の金額は大きく異なっている。合計金額だけを予定価格算出の基礎にした場合、全ての業務の遂行に支障は生じないのか。

⇒ 事務局

ご指摘のとおり、予定価格は事業者が提出した下見積総額の平均で算出しているが、下見積を徴取する際には、所管部において内訳となる各項目の金額についても妥当性を検証し、業務の実施に必要な経費が計上されているか否かを確認している。

(案件3について)

○原澤委員

本契約の入札にあたっては、「新聞本紙の販売部数×広告掲載段数」で提示した広告効果指標が最も高い事業者を落札者にするとしながら、各新聞社の広告料金を考慮しているのはどういうことか。

⇒ 所管部

今回のスポンサー契約では、主要な新聞社のどこが落札者となっても提示した広告効果指標が協賛基準額の3,000万円を上回るような入札要件を設定している。

各新聞社の広告料金は、落札者決定の判断要素とするのではなく、入札要件（3,400万[部・段]）を算出する際に用いただけである。

○原澤委員

入札で提示する広告効果指標は、新聞紙面での広告スペース（大きさ）が判断要素となっているが、広告を掲載する場所（例えば、1面等の目立つ場所か否かなど）は判断要素としないのか。

⇒ 所管部

入札においては、広告を掲載する場所は問わず、あくまで広告スペースで落札者を決定する仕組みとしている。

委員の
主な意見
(要旨)

○黒石委員

今回の入札では、各社の「発行部数」という数字で有利不利になる点が気になるものの、財団が今回の仕組みを知恵を絞って考えたものであることはよく理解できた。

また、子供向け新聞については、必須の要件としないことで、入札参加枠を広げ、競争性を高めていく意図もわかった。

一方で、広告効果を考えれば、今は紙媒体の新聞だけではなく、WEB広告など多様なPR方法があると思うが、新聞社が電子媒体を使って広告掲載をすることは勘案しないのか。

⇒ 小林委員

今回の入札は新聞広告を対象としたものであるが、WEB広告については、別のカテゴリー区分で、今後、スポンサー契約の入札を実施することを検討している。

○黒石委員

本契約の入札・調達の仕事については、まだ検討の余地はあると思われるが、時間的な制約があることや、実際のスポンサーニーズがあること、財団の財政負担がなく調達が可能であることなどを総合的に勘案し、許容できるものである。

(案件4について)

特段の意見なし

(案件5について)

○黒石委員

3社の入札参加がある中で、落札候補者が価格点に加えて、技術点においても最高点であったことから、入札結果について異論はない。

(案件6について)

特段の意見なし